

〔事案 26-1〕 入院等給付金支払請求

・平成 26 年 12 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

約款に定める支払事由に該当しないとされた胃 GIST にかかる入院および手術について、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 52 年 4 月に契約（平成 4 年 11 月に一部変更）したガン保険について、平成 25 年 9 月および同年 10 月から 11 月にかけて胃 GIST（胃粘膜下腫瘍）により入院し手術を受けたので、以下の理由により、約款の定めるがん診断給付金、入院給付金、手術給付金を支払ってほしい。

- (1) 自分が罹患した胃 GIST は、主契約約款の定める「胃の悪性新生物」に該当する。
- (2) 自分が罹患した胃 GIST は、医師により悪性新生物であると診断されている。
- (3) インターネットの情報でも、胃 GIST は悪性新生物となっている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の約款が依拠する「第 8 回修正国際疾病、傷害および死因統計分類」の刊行当時、および本契約の一部変更当時のいずれにおいても、胃 GIST との疾患の分類自体が存在しないことから、申立人の疾患は主契約約款の定める「胃の悪性新生物」には該当しない。
- (2) 上記統計分類の依拠する通称「ブルーブック」によれば、申立人の病状は、胃の非上皮性腫瘍の悪性新生物の基準を満たさない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 「がん」の定義について

本件では、申立人の罹患した胃 GIST が、約款の定める「がん」に該当するかが問題となる。

- (1) がん診断給付金および入院給付金の支払事由を定める主契約約款において、「がん」とは、WHO が定める「第 8 回修正国際疾病、傷害および死因統計分類（ICD-8）」の基本分類において「悪性新生物」に分類される、別表記載の疾病を言うこととされ、別表中には「胃の悪性新生物」が記載されている。そして、別表の記載以外に「第 9 回（ICD-9）以後の修正国際疾病、傷害および死因統計分類」において「悪性新生物」に該当する疾病のある場合には、その疾病も含むこととされている。
- (2) 手術給付金の支払事由を定める特約約款において、「がん」とは、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 準拠」に記載された分類項目中、別表記載の基本分類コードに規定される内容によるものを言うこととされ、別表中には「胃の悪性新生物」が記載されている。そして、「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学（ICD-O） 第 3 版」中、新生物の「第 5 桁性状コード番号」が「/3（悪性、原発部位）」「/6（悪性、転移部位 悪性、続発部位）」「/9 悪性、原発部位又は転移部位の別不詳」であるものを指すこととされている。

2. ICD およびいわゆる「ブルーブック」について

- (1) 本契約の約款（主契約約款・特約約款）には ICD-8、ICD-9、ICD-10、ICD-O にかかる記載があり、これらが約款解釈の基準となるが、ICD は死因や疾病についてのコード付が行われた用語集に過ぎず、そのコード前提となる用語の内容が何を基準としているかが問題となる。
- (2) 提出された証拠から、ICD の分類項目への該当性の基準としては、それ自体は多大に約款の内容にあるとまでは認められないものの「the International Histological Classification of Tumours」（「ブルーブック」）シリーズによることが適切であると認められる。

3. 申立人の罹患した胃 GIST の特約約款上の「がん」への該当性について

- (1) 特約約款の定める「がん」への該当性の判断に当たっては ICD-O 第 3 版が分類の基準となるが、ICD-O 第 3 版では GIST には良性、悪性、悪性度不明等、に分類されている。
- (2) ICD-O の分類の基準であるブルーブックにおいては、「腫瘍径が 10 センチを超えるもの」あるいは「腫瘍径が 2 センチ以上であり、50 視野での核分裂像数が 5 個を超えるもの」が悪性に分類されている。
- (3) 申立人の診断された GIST は、診断書上、腫瘍径が 4 センチであり、核分裂像はほとんど見られないとされていることから、ブルーブック上の「悪性腫瘍」には該当しないので、特約約款の定める「がん」には該当しない。

4. 申立人の罹患した胃 GIST の主契約約款上の「がん」への該当性について

- (1) ブルーブックには、GIST は消化管の間葉系腫瘍であり、良性から悪性まで臨床所見は幅広く、GIST の最新概念が定まる以前に定義された胃平滑筋腫の大半が GIST となった旨の記載がある。
- (2) 上記 3. のとおり、申立人の GIST は ICD-10 および ICD-O 第 3 版以降の基準における「胃の悪性新生物」に該当しないことは明らかである。
- (3) ICD-8 および ICD-9 での基準において、悪性（平滑筋肉腫）と判定されうるものであれば、これを「胃の悪性新生物」と認める余地があるが、以下の理由により、悪性新生物であると判断することはできず、主契約約款の定める「がん」には該当しない。
 - ① 本契約を一部変更した平成 4 年当時のブルーブック第 2 版によれば、胃の非上皮性腫瘍の大部分は「非上皮性病変」として分類されており、その悪性の基準は「50 視野での核分裂像数が 10 個以上を数えられること」とされている。
 - ② しかし、上記のとおり、申立人の診断された GIST は、核分裂像はほとんど見られない。

5. その他の申立人の主張について

- (1) 医師の診断書には「臨床的には悪性新生物として扱う」との記載があるが、これは悪性であると診断したものとは言えない。
- (2) がん対策情報センターのホームページでは GIST が胃の悪性新生物であると記載されているが、日本国内の一般的な基準である「GIST 診療ガイドライン」によっても、ブルーブックによっても、GIST に良性と悪性の別があることは間違いのないところであり、上記ホームページの記載のみをもって、GIST がすなわち悪性新生物であると判断することはできない。